

鹿児島市市民農園づくり隊ボランティア実施要項（取組農家用）

1 事業目的

この事業は、鹿児島市市民農園づくり隊ボランティア（以下「ボランティア」という。）が、遊休農地解消取組農家（以下「取組農家」という。）と協力し、遊休農地等を市民農園へ再生させる市民参加型の農業支援事業である。この事業を通じて、遊休農地の解消と農地の有効活用及び市民の余暇の充実を図り、農業の振興に寄与することを目的とする。

2 事業年度

本事業における事業年度は4月から翌年3月までとする。

3 ボランティアの派遣時間

午前8時～午後5時頃の間

（詳細は、取組農家とボランティアで決定する。）

4 ボランティアの派遣場所

鹿児島市内の取組農家

5 対象農家

耕作していない荒れた農地を解消し、市民農園として開設しようとする農家等

※ 山林化した農地や大規模な農地は、対応できない場合があります。

6 ボランティアに依頼する作業

草刈り 抜根 土づくり 区画づくり その他

（詳細は、取組農家とボランティアで決定する。）

7 ボランティアを受入れる際の注意事項

(1) 報酬等

農作業には、労働の対価としての報酬、交通費、弁当代等いかなる金銭も支給しないこととしていますので、ご注意ください。

(2) 作業道具

農作業に必要な農機具については、原則取組農家で用意してください。

(3) 作業指導

ボランティアは未経験者の方ですので、丁寧な作業指導をお願いします。

(4) 服装

農作業実施前にボランティアと連絡を行い、当日の服装について事前に確認をお願いします。

(5) 保険

農作業は、市で加入する「ボランティア保険」の対象となります。

(6) 事故や怪我をした場合

万が一ボランティアが事故や怪我をした場合は、至急病院等で治療を受けさせてください。また、保険の手続き等の関係上、ボランティアから市農務課へ速やかに連絡するよう伝えてください。

8 申込みから農作業の実施まで

(1) 取組農家の登録

- ① 取組農家は、「鹿児島市市民農園づくり隊ボランティア受入申込書」に必要事項を記入し、市農政総務課に提出する。
- ② 市は、市民農園づくり隊ボランティア受入農家として登録する。

(2) ボランティアと取組農家のマッチング

- ① 市は、ホームページで「市民農園づくり隊ボランティア受入農家の状況」の周知と、ボランティアに直接連絡する。
- ② ボランティアは、希望する受入農家があった場合、市農政総務課へ連絡する。
- ③ 市は、受入農家の連絡先をボランティアへ伝える旨を受入農家に連絡する。
- ④ 市は、ボランティアに受入農家の連絡先を案内し、ボランティアは、受入農家へ連絡する。
- ⑤ 受入農家は、ボランティアへ作業内容など詳細を直接確認しマッチングを行う。
- ⑥ マッチングが行われた場合は、受入農家から市農政総務課へその旨の連絡をする。
- ⑦ 作業活動は、市の職員の立会いのもと活動を行う。
- ⑧ 事故に注意して作業活動をする。
- ⑨ ボランティアを受け入れた取組農家は、速やかに「鹿児島市市民農園づくり隊ボランティア受入報告書」を市に報告する。

9 個人情報の取り扱い

参加申し込み時に寄せられた個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号等）は、当事業の目的以外には使用しないものとし、情報の漏えいに十分配慮する。なお、氏名、連絡先などの個人情報の一部は、事業の運営に必要な情報として受入農家や保険金の支払のための保険会社等に提供されることがある。

10 お問い合わせ

鹿児島市産業局農林水産部 農政総務課企画係

鹿児島市山下町1 1 番 1 号 電話 099-216-1334 FAX 099-216-1336